

堺市公園愛護会規約

(名 称)

第1条 本会は、「堺市公園愛護会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、堺市の公園が市民の健全かつ楽しい憩いの場となるよう、公園施設の環境整備と緑化推進を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は（公財）堺市公園協会内に置く。

(組 織)

第4条 本会は、各校区連合自治会より推薦された堺市公園愛護委員（以下「愛護委員」という。）をもって組織する。

(任 期)

第5条 愛護委員の任期は2年間とし、4月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。また、第6条の運営委員（以下「運営委員」という。）及び第8条の役員（以下「役員」という。）についても同様とする。

2. 愛護委員、運営委員及び役員の変更による任期は、前任者の残任期間とする。
3. 任期中において新規に推薦された愛護委員の任期は、委嘱日より前項に定める期日とする。
4. 愛護委員、運営委員及び役員の任期満了後の再任はこれを妨げない。
5. 役員は、任期満了時点において、次期役員が選出されるまでの期間継続とする。

(運営委員)

第6条 運営委員は、あらかじめ各校区の愛護委員の中から選出された愛護委員とする。

2. 各区の区運営委員長及び区運営副委員長は、各校区の運営委員の互選により選出する。

(運営委員の役割)

第7条 運営委員は、相互に連携を密にして、当該選出校区の愛護委員同士の交流に努める。

2. 運営委員は、運営委員会に出席し、案件の提出、審議及び議決等を行う。
3. 運営委員は、当該選出校区の愛護委員に対し、運営委員会の報告をするとともに、愛護委員の意見を聴き運営委員会に反映させるよう努める。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 6名
 - (3) 幹 事 7名
2. 上記役員以外に顧問または相談役を置くことができる。
 3. 会長は、区運営委員長の互選により選出するものとし、その他の区運営委員長は副会長に就任する。
 4. 区運営副委員長は、幹事に就任する。

(役員 の 役割)

第9条 会長は、本会を代表し、議事その他を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する順位によって、その職務を代理する。

3. 幹事は、会長及び副会長と共に役員会に出席し、案件の提出、審議及び議決等を行う。

(総 会)

第10条 総会は、愛護委員の委嘱書交付式として愛護委員の任期満了時に開催する。

(会 議)

第11条 本会の会議は、運営委員会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

2. 運営委員会は、過半数の出席で成立し、その過半数の賛成をもって議決する。

3. 役員会は、3分の2以上の出席で成立し、その過半数の賛成をもって議決する。

4. 役員会は、次のことを所掌する。

(1) 総会・運営委員会・研修会の開催等の審議及び執行。

(2) 本会の事業に関する計画立案と運営委員会への提案。

(3) 堺市公園愛護会規約の改正。

(4) その他緊急を要する案件の審議及び執行。

5. 運営委員会は、次のことを所掌する。

(1) 総会時に開かれる運営委員会において区運営委員長及び区運営副委員長の選出。

(2) 各区における愛護活動の交流。

(愛護委員の役割)

第12条 愛護委員は、第2条の目的を達成するため所管の公園において、次のことを行うとともに、愛護委員相互の交流を図るものとする。

(1) 地域団体と協力し、公園美化に自発的に取り組む。

(2) 公園施設の故障や迷惑行為を発見した時は、(公財)堺市公園協会と連携を図る。

附 則

この規約は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年2月20日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年2月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年7月1日からの任期は平成25年3月31日までの1年9ヶ月間とする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

堺市公園愛護会について

現在、堺市内には維持管理を行っている公園・緑地が約1,200箇所あります。

公園は子ども達が安心して利用できることはもちろん、地域の方々が憩うコミュニケーションの場であり、地域住民の共有財産として大切にしていけるものであると考えています。

公園の維持管理については、公園の規模や周辺の状況がさまざまに異なっているため、これを管理するには、堺市だけでなく地域の皆様方のご協力が必要不可欠であります。

このような背景の下で、昭和37年に公園指導員制度として発足しましたが、昭和44年に現在の堺市公園愛護会と改称して設立され、引継がれています。

(愛護委員の皆様をお願いしたいこと)

1. 地域における愛護活動の中心となる愛護委員の皆様につきましては、原則として1公園に1名とし、2年間の愛護活動をお願いしています。
やむを得ず任期途中で交代される場合は、単位自治会長へご相談のうえ、校区自治連合会長を通じて変更届(10ページをコピーのうえ)を(公財)堺市公園協会までお届けください。
2. 愛護委員の皆様には、地域の愛護活動団体(自治会の子ども会や老人会等)の代表として、公園内の見守りや清掃、除草等の活動をお願いいたします。なお、愛護活動により生じたゴミや草等は(土やガラは取り除いてください。)透明及び白色半透明(中身が確認できる物)のビニール袋に入れて、公園の入口付近に集めていただき、(公財)堺市公園協会までご連絡ください。
3. 愛護会の「基本的な活動」(次ページ記載)についての問合せや相談等は、(公財)堺市公園協会までご連絡ください。
4. 市より交付される「堺市公園愛護委員証」及びネームホルダーは、愛護活動中であることを示すものですので、活動する際には着用をお願いいたします。
5. その他、公園において生じる問題等については、(公財)堺市公園協会が愛護委員の皆様と連携を図りながら、対応に努めてまいります。

公益財団法人 堺市公園協会

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 花と緑の交流館2階

電話：072-245-0070

FAX：072-245-0069

■基本的な活動について

	見回り	遊具や施設の不具合などの確認。 公園内の防犯パトロール。
活 動 内 容	活動タイプA (清掃+除草)	清掃月2回以上、除草年3回以上を目安に活動をお願いします。 行政で除草は行いません。
	活動タイプB (清掃のみ)	清掃月2回以上を目安に活動をお願いします。 行政で除草を行います。
	活動タイプC (清掃+軽易な除草)	清掃月2回以上を目安に活動をお願いします。 行政で除草を行いますので、その合間の除草をお願いします。(回数はお任せします。)

※活動タイプCは、500㎡以上の公園規模が対象です。

※出来る範囲で分別(資源ごみと燃えるごみ)をお願いします。

■安全に活動するために

皆様に安心して愛護活動をしていただくため保険に加入しています。活動中に事故やケガが発生した場合は(公財)堺市公園協会までご連絡ください。

※ただし、熱中症など内容によっては保険の対象外となる場合があります。

●施設賠償保険(第三者に損害を与えた場合)

区 分	対人賠償	対物賠償
保険金額	1名5,000万円、1事故 2億円	1事故 1,000万円

●普通傷害保険(活動している人がケガや死亡した場合)

区 分	死 亡	後遺障害	入院・通院
保険金額	1名500万円	1名500万円	1日につき入院3,000円 通院1,500円

■愛護活動協力金について

活動協力金は愛護活動に必要な経費の一部として活動団体に対してお支払いするものであり、適切な管理と有効な活用をお願いいたします。

例：ほうき・軍手・ごみ袋等の資材購入費・活動時の飲み物代・事務連絡費（返信用切手代等）など

■愛護活動支援について

（公財）堺市公園協会では、愛護活動を継続的、かつ効果的に行っていただけるように支援事業を始めました。草削り鋏や電気式ブロワなどの機材の貸し出しや、活動中看板の支給などがあります。詳しくは別紙支援内容を参照のうえ、（公財）堺市公園協会までご連絡ください。

公園の維持管理について

現在、堺市内には維持管理を行っている公園が約1,200箇所あります。

堺市公園緑地部では、公園・緑地の維持管理について、4つの公園事務所において、樹木の剪定や公園施設の補修等を行っています。また、公園の使用・占用許可や財産管理等については、公園監理課で行っています。

各公園事務所における業務内容

1. 公園外に枝が伸びて交通標識が見えにくい、見通しが悪い、防犯上支障がある、また他人の家に枝が入り込んでいる等の場合や樹木に応じた整形を目的として剪定を行っております。また必要に応じて薬剤散布も行っています。
2. 公園施設（遊具等）の定期点検を年間4回実施し、異常がないかの把握に努めています。また、施設が破損している時には使用停止などの緊急対応を行い、施設の補修や改修工事を実施しています。
3. 公園内の危険行為、不法な利用行為をなくし、誰もが気持ちよく、安心して公園を利用できるよう取り組んでいます。
4. その他必要に応じた対応を行っています。

公園監理課における業務内容

1. 公園の占有者・使用者に対して許可を行っています。
各公園の使用許可にあたり、当該公園の愛護委員の皆様に、問い合わせを行う場合があります。
2. 2年以上愛護委員として活動いただいた方に対して、感謝状を贈呈させていただきます。
3. 10年以上愛護委員として活動いただいた方に対して、表彰をさせていただきます。

(公財) 堺市公園協会における業務内容

愛護活動協力金について

年間の愛護活動にご協力いただき、申請のありました活動団体に対し、活動資金として愛護活動協力金をお支払いしています。

協力金には、事務連絡費（返信用切手代等）及び愛護活動に必要な用具代が含まれています。

1. 手 続 き

毎年2月下旬に（公財）堺市公園協会から、必要書類を愛護委員の代表者の方へ送付いたしますので、当該年度の活動実績と翌年度の活動予定を記入のうえ、4月5日までに（公財）堺市公園協会へご返送ください。（書類が届かない場合は、（公財）堺市公園協会までご連絡ください。）

2. 愛護活動協力金の額

公園の面積、活動内容（活動タイプ）により算出します。なお、活動状況やその内容によってはお支払いできない、若しくは減額されることがございます。

3. 振込み及び振込口座

愛護活動協力金は（公財）堺市公園協会より振込みいたしますので、金融機関（銀行・農業協同組合・郵便局等）に振込口座（私的な個人口座は不可）を設けていただき、報告書にある口座振替依頼書の欄にご記入ください。

振込先口座は、活動団体の名称とその代表者の名前を口座名としてください。なお、確認の必要がありますので、振込口座が明記された通帳の写しを同封して返送してください。

5月下旬に指定された口座に振込みます。また、当該年度の愛護委員に振込み通知書を送付いたします。

**報告書等の提出期日は4月5日（厳守）となっておりますので、必ず期日までに
ご返送ください。期日を過ぎますとお支払いできなくなりますのでご注意ください。**

愛護委員の委嘱について

愛護委員及び運営委員については隔年、校区自治連合会長から推薦していただき、委嘱を行っています。任期途中の愛護委員変更については、5ページを参照ください。

ボランティア保険について

皆様が安心して愛護活動をしていただけるよう、ボランティア保険に加入していますので、万一活動中に事故が生じましたら（公財）堺市公園協会までご連絡ください。

研修会について

愛護会組織の充実、愛護委員の皆様の交流を図り、情報交換などを目的として研修会を実施していますので、多くの皆様のご参加をお願いします。

開催場所や日時については、愛護委員の皆様にあらかじめご通知いたします。

校区交流会の開催について

校区内の愛護委員の方々と活動における問題点や活動事例など意見交換の場を設け、今後の活動に反映させようと考えている校区は（公財）堺市公園協会へご連絡ください。